

【資料 2】

アジア諸国・地域の知的財産権問題への対応に関する提言

平成14年12月10日

国際知的財産保護フォーラム

アジア諸国・地域の知的財産権問題への対応に関する提言について

当「国際知的財産保護フォーラム」は、知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する団体（71 団体）・企業（87 社）が参加し、産業界の意見を集約するとともに、国内外の政府機関等に対し意見を具申するために本年 4 月に創設された団体である。

本フォーラムでは、諸外国における知的財産権侵害に関する被害について、本格的実態調査を行った。本調査に基づき明らかとなった、侵害発生国の知的財産制度の不備やその運用上の問題点について整理し、その是正が必要な事項を以下にとりまとめた。

知的財産権侵害問題については、日本政府として、本提言を踏まえ、侵害発生国との二国間交渉、WIPO・WTO等の多国間交渉を通じて、その解決にご努力いただきたい。

アジア諸国・地域の知的財産権問題対応に関する提言【要旨】

国際知的財産保護フォーラム

当「国際知的財産保護フォーラム」は、知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する日本全国の団体・企業の参加を得て、諸外国における知的財産権侵害に関する被害について、本格的実態調査を実施した。本調査に基づき明らかとなった、侵害発生国の知的財産制度の不備や、その運用上の問題点について整理し、以下に提言をとりまとめた。日本政府におかれては、本提言を踏まえて、侵害発生国との二国間交渉、W I P O ・ W T O 等の多国間交渉を通じた、本問題解決へのご努力を要望したい。

中国政府に対応を求めたい事項

(1) 知的財産権侵害に対する取締り・制裁措置等の強化

取締りの強化

取締り機関間の連携の強化を踏まえ、模倣品・海賊版の取締りの厳格化、押収品の完全廃棄及び侵害に係る製造設備の破棄、新たな手口に対する厳しい取締りを行っていただきたい。

制裁措置措置の強化

模倣品・海賊版の製造・販売等違法行為に対する刑事罰・行政罰の強化を図っていただきたい。

被害者救済措置の適正化

民事上の損害賠償額の適正化（引き上げ）を図っていただきたい。

(2) 知的財産に関する権利付与の迅速化・適正化と保護対象の拡大

外国の著名商標等の保護強化

著名商標等の保護に関する適切な判断基準の導入、外国における著名商標の保護及び不正競争防止法（反不正当竞争法）による商標保護の強化を図っていただきたい。

商標保護の運用面の強化と商号商標との調整

類否判断基準の明確化と公表、登記商号と登録商標とが抵触関係にある場合の調整措置の導入を図っていただきたい。

意匠保護の強化

意匠権に関し、デザイン盗用出願、二重登録を許す原因となっている無審査主義の見直しや意匠権の範囲及び類似範囲の適正化（解釈の拡大）等による保護強化を図っていただきたい。

形態模倣（デッドコピー）防止

不正競争防止法への形態模倣禁止規定の導入による取締り強化を図っていただきたい。

特許権の保護強化

審査の遅延解消と早期審査制度の導入による保護の強化を図っていただきたい。

特許権行使の実効性強化

間接侵害の規定の創設、及び侵害訴訟時効の起算日を「知った日」に統一することにより特許権の権利行使の明確化を図っていただきたい。

法令改正・運用変更等の情報の入手方法の明確化

法令改正・運用変更に関し、情報の入手方法が不明確であるため、適正な時期に入手できない情報があること等の事態を改善し、入手方法の明確化を図っていただきたい。

知的財産権訴訟に関する管轄の拡大(通常の管轄に加え、北京、上海、広州等主要拠点の中級人民法院への直接提訴の認容)

(3) 模倣品・海賊版の中国国外流出に対する水際措置等の強化

税関での差し止め製品の完全廃棄と権利者への押収品に関する情報の提供、押収品に関する保証金制度の是正、中国税関と香港税関との連携強化、及び輸出入商会の機能の強化を図っていただきたい。

(4) 技術移転に関する規制緩和

2002年1月1日に施行の技術輸出入管理条例の運用の徹底

ライセンサーによる過度の保証義務の撤廃等、認可対象技術及び審査基準の透明性確保、改良技術の取り扱いに関する運用の明確化を図っていただきたい。

不合理な税の賦課の廃止

現地法人と親会社との技術供与に関する対価への営業税課税の廃止を要請願いたい。

(5) トレードシークレットの保護強化

トレードシークレットに関する、立法による保護強化等
立法による保護強化とトレードシークレットに関する裁判の内容の非公開の確保を図っていただきたい。

トレードシークレットに関する普及啓蒙
トレードシークレット保護の周知徹底を図っていただきたい。

(6) 標準規格制度の是正

世界標準に反するような独自規格制度の是正を図っていただきたい。

．台湾政府に対応を求めたい事項

(1) 意匠制度及びその運用に関する事項

意匠権侵害に対する刑事罰の存続と早期審査制度の導入による審査期間の短縮を図っていただきたい。

(2) 商標制度及びその運用に関する事項

類否判断基準の明確化と公開、外国著名商標の適確な保護を図っていただきたい。

(3) 不正競争行為に関する事項

周知性及び誤認混同を要件としない形態模倣（デッドコピー）規制法制の整備を図っていただきたい。

(4) 特許・実用新案制度及びその運用に関する事項

拒絶指令に対する応答期間の延長、「マルチのマルチクレーム」の容認、及び特許権侵害の立証のための証拠収集の容易化のための制度の導入を図っていただきたい。

．香港政府に対応を求めたい事項

税関での手続きの簡素化と権利者の安全確保

権利者に課されている真贋鑑定作業要請等の負担軽減と、刑事訴追に際しての証人の安全確保を図るための職権による手続き遂行、及び中国税関との連携強化を図っていただきたい。

原産地の不当表示（Made in Japan 等）の取締り強化

．その他の国に対応を求めたい事項

A．韓国に対応を求めたい事項

(1) 模倣品等の規制・取締り強化

形態模倣（デッドコピー）の規制強化、営業秘密の漏洩・窃盗についての規制・取締りの強化を図っていただきたい。

(2) 特許制度及びその運用に関する事項

優先権主張手続きの簡素化、外国語（英語）による特許出願及び「マルチのマルチクレーム」記載の容認等、権利取得手続きに関する改善を図るとともに、刑事罰の非親告罪化、権利範囲確認審判における権利者の負担軽減等を図っていただきたい。

B．タイに対応を求めたい事項

(1) 商標制度及びその運用に関する事項

多区分出願制度の導入、指定商品記載・出願料金体系及び書類提出の簡素化、通常書体のアルファベット文字登録の容認について、改善を図っていただきたい。

(2) 意匠制度及びその運用に関する事項

適切な意匠保護のため、拒絶理由通知までの審査情報の一部共有や、早期審査制度の導入による意匠審査期間の短縮等の改善を図っていただきたい。

(3) 特許制度及びその運用に関する事項

パリ条約・PCTなどの国際条約への早期加盟の実現を図るとともに、審査請求後、ファーストアクションまでの期間短縮のため、日本国特許庁の特許出願審査結果の活用等、特許の適切な保護に向けた改善を図っていただきたい。

．日本政府に対応を求めたい事項

(1) 水際措置・原産地の不当表示取締り

知的財産権侵害の迅速な認定、税関と関係官庁間の連携強化、WCO（World Custom Organization）が進めているモデル措置の検討を通じて、国内の体制整備を図っていただきたい。また、Made in Japan 等、原産地の不当表示に対し、各国の取締り当局、税関等との連携を強めるとともに、WIPO、WTOの多国間交渉の場で、各国の取締り強化を訴える等、是正を図っていただきたい。

(2) IPカルチャーの普及啓発への協力

各国・地域の国民に対する国際的・包括的・草の根的な普及啓発への協力

各国・地域において国民全体の IP 意識を高めるためには、普及啓発施策を広く網羅的に展開すべく、IP に関する専門家(IP 指導員)として、わが国の民間人材を活用し、児童生徒に対する IP カルチャー教育支援等の強化を図っていただきたい。

知的財産制度の運用を担う人材の育成への協力

知的財産の適切な保護には、制度を運用する人材（行政官、裁判官等）の育成が不可欠である。とりわけ、わが国企業の被害が顕在化している中国の根本的な解決に向けては、既存の招聘研修、わが国からの専門家派遣を強化し、関係者の育成や審査に必要なデータの供与や実務研修等の支援の強化を図っていただきたい。

目 次

<u>はじめに</u>	1
<u>.中国政府に対応を求めたい事項</u>	2
A 知的財産権侵害に対する取締り・制裁措置等の強化	
B 知的財産に関する権利付与の迅速化・適正化と保護対象の拡大	
C 模倣品・海賊版の中国国外流出に対する水際措置等の強化	
D 技術移転に関する規制緩和	
E トレードシークレットの保護強化	
F 標準規格制度の是正	
<u>.台湾政府に対応を求めたい事項</u>	10
A 意匠制度及びその運用に関する事項	
B 商標制度及びその運用に関する事項	
C 不正競争行為に関する事項	
D 特許・実用新案制度及びその運用に関する事項	
<u>.香港政府に対応を求めたい事項</u>	12
<u>.その他の国に対応を求めたい事項</u>	13
韓国に対応を求めたい事項	
タイに対応を求めたい事項	
<u>.日本政府に対応を求めたい事項</u>	15

はじめに

近年、全世界の模倣品等知的財産権侵害による被害額は全貿易額の 5～7%（40 兆円レベル）にものぼるともいわれており、アジア地域をはじめ、世界中で、かつ幅広い商品分野にわたり、模倣品・海賊版が氾濫している。この問題は、各国の多くの企業に対し、潜在的な市場の喪失やブランド・イメージの悪化、価格競争力の低下を招くなど、大きな影響を与えている。

また、国によっては、国際的な観点からみた制度の不備や審査遅延にみられる制度運用の問題により、適切に特許・商標・意匠等の権利が付与されず、このため各国企業は、当該国における権利行使の機会を逸失することにより、深刻な被害を受けている。

我が国政府においても、従来から二国間交渉・多国間交渉の場において、本問題に対する取組みがなされており、同時に個々の企業においても、侵害発生国に専門家を常駐させるなど対策を強化している。さらに、自動車、ペアリング等の業界では、官民共同で侵害国政府への働きかけを行う等の対応が図られている。しかしながら、こうした努力にも関わらず、海外における知的財産権侵害によるわが国をはじめとする関係国産業界の被害は拡大の一途を辿っている。

海外における知的財産権侵害の問題は、2002 年 7 月に内閣総理大臣のもとで取りまとめられた知的財産戦略大綱及び先般成立をみた知的財産基本法にも盛り込まれているように、優先的政策課題として、官民の連携を強め、早急かつ抜本的な解決に向けた取り組みを行う必要がある。

今回の提言は、中国・台湾の知的財産保護の制度・運用に関する提言を中心としている。その背景として、両者は、先般特許庁で実施された日本企業に対する模倣被害調査において模倣品製造の国・地域の上位に位置していること、及び両者はWTO加盟により知的財産関係の制度・運用面で大きな変革の意欲を有していると推測されることがあげられる。

知的財産権侵害問題については、日本政府として、本提言を踏まえ、侵害発生国との二国間交渉、WIPO・WTO等の多国間交渉を通じて、その解決にご努力いただきたい。本提言で指摘された事項の一部は、2002 年 9 月に行われたWTO/TRIPS会合の中国・台湾の法令レビュー時の日本国意見として、また、2002 年 12 月 1 日から 7 日までの官民合同中国ミッションの中央政府に対する要望書として採用・反映されている。したがって、その後の中国政府の反応が日本政府に寄せられた場合、当フォーラムへの速やかな情報提供をお願いしたい。

なお、来年度以降も本提言で取り上げた中国・台湾等の知的財産保護制度及びその運用の改善の状況を継続してフォローアップしていくとともに、その他のアジア諸国・地域の知的財産保護制度・運用についても課題を分析し、必要な対応策を提言していく所存である。

中国政府に対応を求めたい事項

中国が今後諸外国との経済交流を健全な形で拡大していくことは、中国のみならず世界全体の発展を図る上でも大きな課題であるが、そのためには、知的財産に関する諸制度の整備と、その厳格な執行を図ることが重要である。こうした観点から、以下に述べるような取組みを中国政府に求めたい。

A 知的財産権侵害に対する取締り・制裁措置の強化

1. 知的財産権侵害阻止に向けた取締りの強化

- (1) 取締り機関同士の連携強化による模倣品・海賊版の取締り強化
- (2) 取締り機関の押収品の完全廃棄及び侵害に係る製造設備の破棄
- (3) 取締り機関の不透明な費用請求や過度の協力要請等の是正
- (4) 新たな手口に対する厳しい取締り
- (5) 違法行為取締りにおける、「地方保護主義」の是正

(1) 模倣品・海賊版取締りの効果的な推進のためには、取締り機関の間の迅速な連絡網の構築等、連携の強化が重要である。こうした連携強化を要請されたい。模倣品・海賊版の製造・販売だけでなく運搬・輸出入等、全ネットワークを根絶やしにするためにも、工商行政管理局・質量監督局・公安部等の連携により、刑事訴追に持ち込むケースを増大させることが重要である。

(2) 再犯防止の観点から、押収した模倣品・海賊版の速やかなる完全廃棄処分とともに、模倣品・海賊版及び違法ラベル・包装の製造に用いられた製造設備の破棄をも要請願いたい。

(3) 取締りに際して、一部にみられるような取締りの成功報酬的な不透明な費用の請求、僻地や危険な場所での現場立会いのような過度の協力要請、入手困難な証拠物件の提出要求等の過度な立証を求めるといった不適切な運用を是正し、速やか、かつ合理的な模倣品・海賊版排除を目指したより適切な制度の運用を要請されたい。

現場での立会いが必要とされる場合、取締り機関に権利者の安全確保が最優先されるよう要請願いたい。

(4) 模倣品・海賊版に関しては、単純模倣ではなく、新たな手口による模倣が生まれ、悪質化の傾向にある。例えば、模倣品の中に真正品を混在させ取締りを混乱させる手口、模倣品ラベルとノーブランド商品を離して保管し、取締りを免れる手口、商標は異なるが商品の形態を模倣した商品を消費者に販売する等の手口がみられる。こうした手口も取締りの対象とするよう要請願いたい。

(5) 違法行為の取締まりに関して、「地方保護主義」の下に地元の企業・個人に格別の配慮が加えられることなく、どの企業・個人にも共通に厳格な法令の適用が行われるよう、中央政府による強力な指導力発揮を要請願いたい。

2 . 知的財産権侵害に対する制裁措置の強化

- (1) 模倣品・海賊版の製造・販売等違法行為に対する刑事罰・行政罰の強化（再犯者に対する刑事罰強化を含む。）
- (2) 再犯の模倣品製造業者・販売業者に対する事業者免許・営業許可の取消

知的財産権侵害に関する違法所得が刑事上の罰金を上回っているため、多少のリスクを犯しても模倣品・海賊版ビジネスはやり得的状況にある。この状況を早急に是正するため、刑事罰強化の観点からの罰金の引き上げ、再犯に対する罰則の加重及び行政制裁措置の強化等の措置を講ずるよう、中国政府関係機関に要請されたい。

3 . 知的財産権侵害に関する被害者救済措置の適正化

知的財産権侵害に対する損害賠償額の適正化

被害者救済措置強化の観点から、民事上の損害賠償額の引き上げを中国政府関係機関に要請されたい。

B 知的財産に関する権利付与の迅速化・適正化と保護対象の拡大

(商標)

1 . 外国の著名商標の保護強化

- (1) 著名商標の保護に関する統一した判断が可能となるような判断基準の策定
- (2) 著名商標についての、3年未使用登録商標の取消し制度の適用除外化
- (3) 不正競争防止法(反不正当竞争法)による商標保護の強化（未登録著名商標の保護）

(1) 著名商標、とりわけ外国における著名商標が中国においても保護・尊重されるよう、多面的な取組みが求められる。本来の著名商標の所有者でない者に商標登録を行うことがないよう、また、誤って登録した場合速やかにその登録を抹消し、本来の著名商標所有者に登録がなされるよう要請されたい。

著名商標に関し、個別に判断を行うこととする中国商標法の改正の結果、著名商標に関する判断がケース毎に異なる事例が生ずるに至っている。こうした状況を是正するため、諸外国の審査基準・判例に基づいて、著名商標に関し、統一的な判断を可能とする判断基準を策定するよう要請されたい。

(2) 著名商標保護に関し、3年間未使用の登録商標取消し制度がその保護縮小につながる可能性がある。著名商標であることは、不使用についての「正当な理由」に該当することを運用基準で明らかにするとともに、日本の防護標章制度のような著名商標の信用をより一層保護する制度の創設を要請されたい。

(3) 無断で他人の著名商標を用いて商品の製造・販売を行う者、違法に他人の著名商標を付したラベル・包装を製造・所持する者等に対する取締りが、とりわけ未登録の著名商標については不十分である。したがって、登録・未登録を問わず、著名商標に関しては、商標法のみならず不正競争防止法（反不正当竞争法）による取締りをも強化するよう、中国政府関係機関（立法、行政、司法）に要請されたい。

2 . 商標保護の運用面の強化と商号商標との調整

(1) 類否判断基準の明確化と公表

(2) 登記商号と登録商標とが抵触関係にある場合の調整措置の導入

(1) 商標の類否判断基準は適切かつ明確である必要があり、かつ公表されねばならない。また、行政と司法の判断が齟齬をきたすことも許されない。さらには、内外の法人・個人に関して法令・審査基準の適用に差があってはならない。以上の趣旨につき、中国関係機関への働きかけをお願いしたい。

(2) 外国で登記された商号を中国国内で流通する商品に商標的に使い、消費者を惑わす行為は、不正競争行為として積極的に取締るよう要請されたい。また、商標の登録を行わずに商号登記のみを行い、商号の使用と主張して模倣問題を逃れようとする悪質な手口は、商号登記の審査の際に認められないよう、運用を強化することを中国政府に要請されたい。さらに、登記商号と著名商標とが抵触関係にある場合の現行の調整措置を、一般の登録商標をも対象とするよう拡大し、違法な商号商標については商標審査の段階で阻止することを併せ要請されたい。

(意匠)

1 . 意匠保護の強化

(1) デザイン盗用出願、二重登録を許す原因となっている無審査主義の見直し（審査主義の導入）

審査主義を採用するにあたっての関連措置の強化（審査官補強、審査官研修制度、審査データ整備）

権利行使に際しての評価制度の導入（移行までの暫定措置として、若しくはどうしても審査主義が導入できない場合の措置として）

- (2) 「世界公知公用の原則」の採用
- (3) 意匠権の範囲及び類似範囲の適正化
- (4) 「部分意匠制度」の導入

(1) 意匠制度においては無審査登録主義が採用されているため、類似と思われる事例の二重登録の問題や、オリジナルデザインの創作者でない者によるデザイン盗用出願問題が発生し、真の意匠創作者が意匠登録を取得し難い状況にあり、権利者の営業活動が阻害されている。こうした状況に対処するため、審査主義への移行及び違法登録を無効にする手続きの迅速化を、中国政府に要請されたい。

審査主義への移行までの期間は、日本の実用新案で採用されているような権利行使に際しての評価書制度と同様の制度を導入すべきであり、その旨を要請願いたい。

(2) 中国では、公知に関する規定が狭く、諸外国で既に販売されて公知になっている意匠が登録されることもある。こうした事態に対処するため、「世界公知公用」を採用し、かかる不合理を是正するよう要請されたい。

(3) 意匠のバリエーションを考えたとき、全てを考慮して意匠登録を取得することは不可能であることから、権利者保護のため、意匠の権利範囲解釈の拡大を図ることが必要である。取締り及び裁判における判断の適正化の観点から、意匠の類似判断基準の策定・公表を要請されたい。

(4) 各国では意匠の保護範囲拡大のため、部分意匠制度が導入されている。中国政府に対して、その早期導入を要請されたい。

2. 形態模倣(デッドコピー)防止

不正競争防止法への形態模倣禁止規定の導入

商品形態をそのまま模倣した形態模倣(デッドコピー)は、他人の創作行為、市場形成努力にただ乗りする不正競争行為であるが、とりわけ未登録意匠に係る形態模倣については、中国ではこれを取締まる法規がない。このため、不正競争防止法に、他人の商品の形態模倣を規制する規定を設けるよう中国当局(立法、行政)に要請されたい。

(特許)

1. 特許権の保護強化

- (1) 審査の遅延解消と早期審査制度の導入
- (2) 特許保護対象の拡大(「プログラム自体」「プログラムを記載した記録媒体」「コンピュータを用いたビジネス方法」の保護対象化)

(3) 国際的調和ための関係規定見直し

「世界公知公用」の採用による拒絶・無効理由の拡大

インターネット上での公知の採用による拒絶・無効理由の拡大

新規性喪失例外適用事由の拡大（試験、刊行物・インターネットでの発表の例外化）

(4) 特許取得手続き代理人事務所数の適正規模への増大

(5) 発明盗用出願・登録を排除するための規定（拒絶理由・無効理由）の整備

(1) 審査遅延のため早期の模倣品差し止めが果たせず、わが国企業の市場における競争力低下や、特許収入の機会損失を招いている。

このような運用上の問題の解決のため、審査期間の短縮、並びに出願人から要請があった場合には一定期間内に審査に着手することとする早期審査制度の導入を中国政府に要請願いたい。

審査遅延を解消するためには、審査官・審判官の増員の外、審査資料の整備、早期審査に対応した仕組み作り等、審査体制の充実を要請されたい。

(2) 中国の特許制度は、市場が要求する速度に即応した内容となっていない。ITの急速な進歩・普及等に対応し、時宜にかなった法改正を執行するよう要請願いたい。「プログラム自体」「プログラムを記載した記録媒体」「コンピュータを用いたビジネス方法」の特許保護対象への追加が喫緊の課題である。

(3) 国際的調和の観点から、「世界公知公用」の採用、並びにインターネット上での公知の採用により拒絶理由・無効理由の拡大を図るとともに、研究開発促進のための新規性喪失の例外に、試験、刊行物・インターネットによる公表を加えるよう制度の充実を要請願いたい。

(4) 外国企業の特許出願を扱う代理人に関して、國務院が指定する「涉外特許事務所制度」が採用され、限定的に運用されている。このため、同一事務所で技術的の競合関係にある企業の特許出願を扱う問題（クライアントコンフリクト）が発生しており、また、競争原理が働かないため、サービスの質の向上に対する意欲の停滞や、代理人費用の高止まりという問題がある。早急に特許出願代理人事務所の数を適正規模へ増大するよう要請願いたい。

2 . 特許権行使の実効性強化

(1) 間接侵害に関する規定の導入

(2) 侵害訴訟の時効について、起算日を、侵害行為を「知った日」に統一すること

(3) 特許侵害に関する損害賠償額の適正化

特許権の権利行使を容易にするための視点から、間接侵害の規定を創設すること、時効の起算日を「知った日」に統一することにより「知り得た日」という曖昧な基準を排除すること、損害賠償制度については、損害賠償額を引き上げ、適正化することを、早急に中国政府に要請願いたい。

(共通)

1. 法令改正・運用変更等の情報の入手方法の明確化

中国政府により、法令改正・運用変更等が急速に進められているが、情報の入手方法が不明確であるため、適正な時期に入手が困難な情報がある。こうした事態を改善し、明確な手続きにより情報が入手可能となるよう、中国政府関係機関（立法・行政・司法）に要請願いたい。

2. 知的財産権訴訟に関する管轄の拡大（通常の管轄に加え、北京、上海、広州等主要拠点の中級人民法院への直接提訴の認容）

C 模倣品・海賊版の中国国外への流出に対する水際措置等の強化

- (1) 中国税関での模倣品取締りの一層の強化
- (2) 税関での押収品の完全廃棄と権利者への押収品に関する情報（輸出業者、製造元）の提供
- (3) 押収品に関する保証金制度の是正（権利者が支払う保証金の軽減等）
- (4) 真贋の鑑定作業における負担の軽減
- (5) 中国税関と香港税関との連携の強化
- (6) Made in Japan 等、原産地の不当表示の取締り強化
- (7) 輸出入商会の機能の強化（輸出時の審査項目への品質審査及びデザイン審査の追加）

(1) 中国で製造された模倣品が国際的に流通している。本問題への対策として、中国関係当局に対し、税関による水際での取締り強化、押収品の完全廃棄や輸出業者・製造者等に関する権利者への情報提供・情報公開、取締り関係機関の間の連携による製造元の取締りの実現を要請されたい。

(2) 中国関係当局に対し、保証金制度・真贋鑑定制度・倉庫保管料徴収制度等、税関手続に関わる権利者の負担軽減を要請されたい。

D 技術移転に関する規制緩和

1. 2002年1月1日に施行の「技術輸出入管理条例」に関する一層の規制緩和及び運用の徹底

(1) 残存規制の撤廃

ライセンサーによる過度の保証義務の撤廃

(2) 運用の徹底

認可対象技術及び審査基準の透明性確保

対価設定に関して、ライセンサーに極めて不利かつ不当な条件を課さない運用

改良技術の取り扱いに関する運用の明確化

契約期間終了後のノウハウの継続使用に関する運用の明確化

契約期間制限の撤廃の指示徹底

機密保持期間制限の撤廃の指示徹底

(3) 調停の整備

技術契約の不履行への対応（調停制度の充実）

2002年1月1日に中華人民共和国技術輸出入管理条例（以下「新条例」という）が施行されたことは評価に値する。しかしながら、運用上明確に新条例が適用されているか疑問があり、中国当局に全国規模の実態調査を求め、地方において改善がみられない場合、早急に新条例の運用の徹底を図るよう要請されたい。

2. 不合理な税の賦課の廃止

営業税の賦課撤廃

中国に設立した現地法人に親会社が技術を供与する場合、その対価に営業税が課税されるが、その廃止を要請願いたい。

E トレードシークレットの保護強化

1. トレードシークレットに関する、立法による保護強化

今後、中国への技術移転等がより盛んになると考えられるが、トレードシークレットに関し、相手先企業に対する契約義務履行の徹底はもちろんのこと、立法による保護強化を図るべく、関係当局に要請されたい。また、トレードシークレットに関する争いが裁判に付された場合、その内容が安易に開示されることのないよう適切な対応を図るよう求められたい。

2. トレードシークレットに関する普及啓蒙

トレードシークレット保護について、その普及啓蒙を強化されるよう要請されたい。

F 標準規格制度の是正

世界標準に反するような独自規格制度の是正

世界的標準化の動きに抗する独自の標準規格採用指導があるが、公正な取引秩序維持の観点から、指導の行き過ぎ、権限の濫用がないよう監視願いたい。

台湾政府に対応を求めたい事項

台湾の知的財産権制度は、WTO加盟によって、先延ばしされていた改正案が施行され、制度の整備がなされてきている。しかし、なお知的財産権の保護が不十分な点があるとともに、幾つかの点で出願人又は権利者の負担が大きい。以下に、知的財産権制度全般について、台湾政府に対応を求めたい事項について指摘する。

A 意匠制度及びその運用に関する事項

- (1) 刑事罰の存続
- (2) 早期審査制度の導入

(1) 意匠権侵害についても、特許権侵害と同様に、刑事罰廃止の動きがある。しかし、意匠制度は、特許制度とは異なり、消費者保護という重要な側面を有しており、また、再犯等、悪質な者に対して刑事罰を課すことは、模倣品対策にとって不可欠である。この点から、台湾関係当局に対して、刑事罰の存続を強力に要請されたい。

(2) 審査期間の短縮の具体策として、早期審査制度の導入を台湾関係当局に要請されたい。

B 商標制度及びその運用に関する事項

- (1) 類否判断の基準の明確化と公開
- (2) 外国の著名商標についての第三者による出願登録の防止

(1) 商標の類否判断基準が不明確であるため、企業の台湾における営業活動に大きな支障をきたしている。類否判断の基準の明確化と公開を台湾政府当局に要請されたい。

(2) 海外での著名商標が容易に第三者に商標登録されることのないよう、要請されたい。

C 不正競争行為に関する事項

周知性及び誤認混同を要件としない形態模倣(デッドコピー)を規制する法制の整備

意匠登録を行っていない製品についても、周知性及び誤認混同を要件とせず、形態模倣(デッドコピー)を規制する法制(不正競争防止法と同等のもの)の導入を、台湾関係当局に要請されたい。

D 特許・実用新案制度及びその運用に関する事項

- (1) 拒絶指令に対する応答期間の延長制度の採用
- (2) 進歩性判断レベルを国際標準に合わせる事
- (3) クレーム記載要件の改善 (「マルチのマルチクレーム」記載の容認) (注)
- (4) 発明者の意に反して発明が公表された場合の救済 (新規喪失の例外の拡大)

上記事項への対応により、企業の台湾における円滑な事業活動が確保されるよう、台湾関係当局に対して要請されたい。(なお、(4) については、現在、法案上程中と聞いているが、早期の法律制定を望む。)

(注) 現行法では「多重引用した他の従属項等を多重引用する従属項」(いわゆる「マルチのマルチクレーム」) は認められていない。

香港政府に対応を求めたい事項

1. 税関での手続きの簡素化と権利者の安全確保

- (1) 鑑定作業における権利者の負担の軽減
- (2) 刑事訴追における職権による手続の厳格な執行と証人の安全確保
- (3) 中国税関と香港税関との連携強化

(1) 香港税関における取締り活動は評価できるが、権利者に対する現地での真贋鑑定作業の要請等、過度の負担が課されている。その軽減方、香港関係当局に要請されたい。

(2) 模倣に関する手口は悪質化しつつあり、組織犯罪である可能性が高い。身体の安全が不安な状況下では取締りに十分な協力を行うことは困難である。刑事訴追については、職権による刑事手続きの厳格な執行を、また権利者の協力が必要な場合には、その安全が十分配慮されるよう、香港関係当局に要請願いたい。

2. 原産地の不当表示の取締り強化

Made in Japan 等の原産地の不当表示の取締りの強化方、香港関係当局に要請されたい。

その他の国・地域に対応を求めたい事項

韓国に対応を求めたい事項

模倣品等の規制・取締りの強化、特許制度及びその運用の改善に関する以下の項目について、韓国政府関係機関に対し、その実現方、強力に要請されたい。

A 模倣品等の規制・取締りの強化（注）

- (1) 形態模倣（デッドコピー）の規制の強化
- (2) 営業秘密の漏洩・窃盗についての規制・取締りの強化

（注） 2001 年、日本の税関で知的財産権侵害被疑物品として差止められた件数は約 2,800 件、そのうちの約 2,200 件（77.4%；前年比 197%）が韓国からの輸入品であり、日本の被害は大きく、放置できない状況である。

B 特許制度及びその運用に関する事項

- (1) 特許等の取得手続き
 - 優先権主張手続きの簡素化
 - 外国語（英語）による特許出願の容認
 - クレーム記載要件の改善（「マルチのマルチクレーム」記載の容認）（注）
 - 意匠登録出願における多様な図面提出の容認
 - 優先審査制度の外国からの出願への拡大
 - 異議申立期間の延長
- (2) 特許権等のエンフォースメント
 - 刑事罰の非親告罪化
 - 特許侵害訴訟における特許権等の有効・無効の裁判所での判断
 - 権利範囲確認審判における権利者の負担軽減

（注）現行法では「多重引用した他の従属項等を多重引用する従属項」（いわゆる「マルチのマルチクレーム」）は認められていない。

タイに対応を求めたい事項

タイにおける商標・意匠・特許制度及びその運用の改善に関する以下の項目について、国際的な制度の調和等の観点から、タイ政府関係機関に対して、強力にその実現を要請されたい。

A 商標制度及びその運用に関する事項

- (1) 多区分出願制度の導入
- (2) 指定商品記載の簡素化
- (3) 出願料金体系の簡素化
- (4) 書類提出手続の簡素化
- (5) 通常書体のアルファベット文字登録の容認

B 意匠制度及びその運用に関する事項

- (1) 審査情報の一部共有（拒絶理由通知）による意匠審査機関の短縮
- (2) 公開までの期間短縮と早期審査制度の導入

C 特許制度及びその運用に関する事項

- (1) 日本国特許庁の特許出願審査結果の活用
- (2) 審査請求後、ファーストアクションまでの期間の短縮
- (3) パリ条約、PCTなどの国際条約への早期加盟
- (4) 新規性に関する規定の見直し
- (5) 分割出願の制限緩和
- (6) 異議申立期間の延長等
- (7) ソフトウェア関連発明の保護
- (8) 新規性喪失の例外の拡大

日本政府に対応を求めたい事項

A 水際措置・原産地の不当表示取締り

- (1) 日本における水際措置の強化
- (2) 原産地の不当表示取締りに関する国際的連携

(1) 水際措置については、その強化が重要であるが、今後、知的財産権侵害の迅速な認定、税関と専門性を有する官庁間の連携の強化、さらには WCO (World Custom Organization) が進めているモデル措置の検討を通じて、国内の体制強化を進められるよう求めたい。

(2) Made in Japan 等、原産地の不当表示が横行し、日本企業の営業活動が妨げられているが、この問題は、日本企業全体の評判を落とす行為である。各国の取締り当局、税関等との連携を強め、又は W I P O ・ W T O の多国間交渉の場で、各国の取締り強化を訴える等、是正策を講じられたい。

B I P カルチャーの普及啓発への協力

1. 各国・地域の国民に対する国際的・包括的・草の根的な普及啓発への協力

- (1) 児童生徒に対する I P カルチャー教育支援
- (2) I P カルチャー教育を補完するための e ラーニング導入
- (3) 普及啓発活動の推進と各国・地域の情報収集を行う I P カルチャーセンターの設置

(1) 各国・地域において国民全体の IP 意識を高めるためには、普及啓発施策を広く網羅的に展開すべく、まず児童生徒に対する IP カルチャー教育が不可欠であり、日本の経験豊富な民間の人材を活用し、関連知識を十分に持つ IP の専門家 (IP 指導員) による普及教育や、副教材の配布等により独創性を尊重し、クリエイティビティを涵養する教育へ支援強化されるよう求めたい。

(2) IP 指導員の活動を補完し、効率的に幅広い層への普及啓発を行うため、e ラーニングを導入し、IP に関する通信教育カリキュラム、レベルに応じた情報提供、模倣品に対する消費者の理解をより深めるためのホームページの開設、及び IP に関するオンラインゲームの活用等、具体的な支援策を検討されたい。

(3) 普及啓発活動を強力かつ効率的に推進するためには、各国・地域における正確な状況把握が不可欠であり、また各国・地域を通じての連携活動を可能とするため、そのコンタクトポイントとなる IP カルチャーセンターの設置に取り組みられたい。

2. 知的財産制度の運用を担う人材の育成への協力

中国における知的財産分野の人材の育成協力

知的財産の適切な保護のためには、制度を運用する人材（行政官、裁判官等）の育成が不可欠である。とりわけ、わが国企業の被害が顕在化している中国においては、知的財産保護及び制度の運用に関する問題点として、裁判官、エンフォースメント機関職員等の商標類似判断精度の向上、意匠の適切な保護、及び地方保護主義の是正が急務である。

このような問題の根本的な解決に向けては、既存の招聘研修、わが国からの専門家派遣を強化充実し、関係者の育成や審査に必要なデータの供与や実務研修等の支援を検討されたい。

また、地方の取締機関職員のスキルとモチベーション向上を図る上では、指導者層に対する研修の実施等が望まれるが、その際 e ラーニングの導入により効率的に数多くの地方職員に対する遠隔地研修を行うとともに、実効性の向上を図る観点から、研修員の達成意識と名誉を高める報奨、同窓意識を育むための支援・情報提供等、補完的な施策によるきめ細かい対応を図られたい。

（ 以 上 ）